

令和3年度（2021年度） 熊本市防災会議

議案

第1号議案 熊本市地域防災計画の改定について

- (1) 災害対策基本法等の一部改正の反映 …… (資料1)
- (2) 大規模災害発生（風水害）のおそれ段階での態勢配備 …… (資料2)
- (3) 予防的な避難所の開設 …… (資料3)
- (4) ペット同伴避難所の開設 …… (資料4)
- (5) 校舎の開放による避難所の機能強化 …… (資料5)

第2号議案 熊本市水防計画の改定について…… (資料6)

第3号議案 熊本市防災会議運営要綱の制定について …… (資料7)

別紙

熊本市地域防災計画・熊本市水防計画 新旧対照 (案)

第1号議案

熊本市地域防災計画の改定について

警戒レベル 4 ひなんしじ 避難指示で必ず避難

避難指示と避難勧告が一本化されました



(2) 大規模災害発生（風水害）のおそれ段階での態勢



令和2年台風10号のような特別警報級等の発表が見込まれる、または発表される事態を想定

フェーズ (配備態勢)	発災前 (警戒態勢)	発災後 (非常態勢)
現 行	水防本部の設置 関係部局のみで対応 (本部、各区役所・土木・上下水道等)	災害対策本部の設置 全庁的に対応 (総合調整室や各対策部を設置等)
台風10号 時の対応	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">災害対策本部の設置</div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px;">総合調整室・各対策部の設置</div> </div>	



大規模な災害が発生するおそれがある場合は、発災前であっても、**あらかじめ災害対策本部や総合調整室を設置する態勢をとる**

(3) 予防的な避難所の開設

資料3

	予防的な避難所の開設	運営
現行 (風水害時)	市内20箇所の公設公民館等	各区担当者 施設管理者
台風10号時 の対応	ハザードマップ等で安全が確認できた 指定避難所等を開設 (145箇所)	避難所担当職員 ※一部の避難所運営委員会



大規模な災害が発生するおそれがある場合は、安全が確認できた指定避難所等（最大198箇所）を開設し、避難所運営委員会（行政・施設管理者・地域）による運営を行う

(4) ペット同伴避難所の開設

資料4

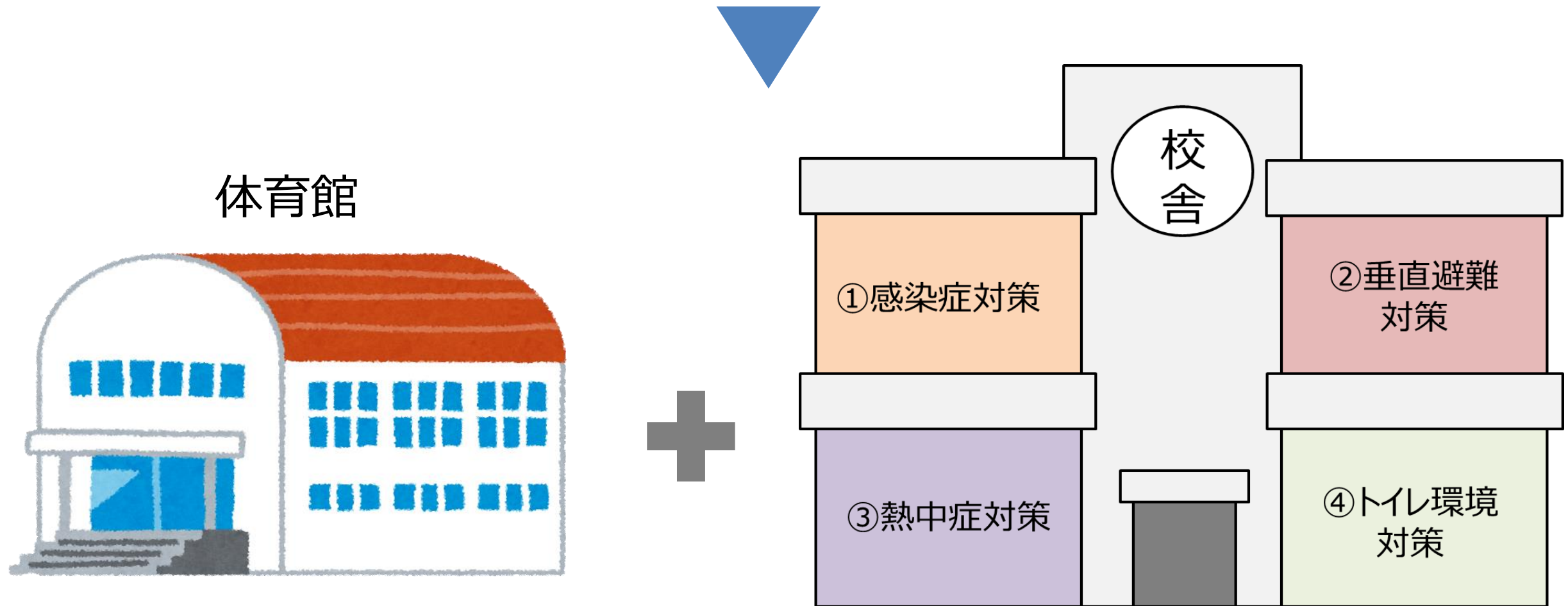
避難者が、ペットと一緒に屋内に避難することができる（同伴）避難所を開設する



地域のバランス等を考慮し、複数箇所の開設を目指す

(5) 校舎の開放による避難所の機能強化

大規模災害の場合、従来避難所として使用していた小中学校等の体育館に加え、新型コロナウイルス感染症対策や垂直避難対策等のため、**校舎を避難所として開放**する



①感染症対策

- ・避難スペースの拡大
- ・発熱者向けの保健室設置
- ・要配慮者等向けの福祉避難室設置

③熱中症対策

- ・エアコン設置教室の利用

②垂直避難対策

- ・校舎の2階以上を利用した垂直避難

④トイレ環境対策

- ・トイレ未設置体育館の補完

第2号議案
熊本市水防計画の改定について

①市の組織改編等による水防本部の態勢見直し

- ・組織改編に伴う土木センターの態勢変更
- ・「農水水防部」を新たに態勢に追加する

水防本部	現行	改正後
区水防部	各区役所	各区役所 土木センター※1
土木水防部	都市建設局 土木センター	都市建設局
農水水防部	なし	新たに追加※2

※1：土木センターは組織改編により、各区役所に編入

※2：農水水防部は、これまでの独自対応から、新たに水防本部に加わる

②熊本地震に伴う水防基準水位の暫定運用の廃止

緑川水系木山川で災害復旧工事が完了したことから、基準水位の引き下げによる運用を廃止し、通常基準にて運用する

第3号議案

熊本市防災会議運営要綱の制定について

(制定目的)

今般の新型コロナウイルス感染症や危機事象等が発生し、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないことが明らかな場合等に、専決処分や書面会議が行えるよう運営要綱を制定する

○熊本市防災会議運営要綱〔危機管理防災総室〕 (案)

(目的)

第1条 この要綱は、熊本市防災会議条例（昭和38年条例第13号）第5条の規定に基づき熊本市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、書面をもって、議決権を行使することができる。

5 前項の規定により議決権を行使する者は、第2項及び第3項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(代理)

第3条 委員はやむを得ない事情により会議に出席することができないときは、当該委員の属する機関の職員を代理者として出席させることができる。

2 前項の規定により代理者を出席させた委員は、会議に出席したものとみなされる。

(専決)

第4条 特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき又はやむを得ない理由により会議を開くことができない場合は、会長は、会議の処理すべき事項のうち次に掲げる事項について専決処分することができる。

(1) 緊急事態の発生により早急に決定を要する事項

(2) その他軽易と認められる事項

2 会長は、第1項の規定により専決処分したとき又は前項の規定により処分したときは、次の会議において報告し承認をもとめなければならない。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年 月 日より施行する。